



射水市新商品開発支援事業補助金

- ◎ 市内の中小企業者が行う自社の新商品開発に対して、その経費の一部を補助するものです。

1. 補助内容

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助 限度額
下記の条件をすべて満たす個人又は中小企業者 (1) 市内に本社（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する者 (2) 市内で商品の開発又は製品の製造を行っている者	射水市ビジネス支援センター Switch IMIZU を継続して利用し、自社の新商品開発(※)を行う事業 ※有形財のみ	(1) 試作開発用の原材料費/部品・資材購入費 試作開発用の原材料の購入等その他これに類する経費 (2) 機械工具費 機械・工具の改良・購入・借用その他これらに類する経費 (3) 外注費 製造外注費、商品デザイン費、コンサルティング等その他これらに類する経費 (4) 知的財産取得費 商標登録等に係る経費 (5) その他市長が必要と認める経費	1/2 以内	20 万円

2. 注意事項

- (1) 補助対象は、新商品（有形財）の開発段階の経費のみであり、開発後の経費は対象外になります。
- ※補助対象にならない経費（例）
- ・開発・試作した商品をそのまま販売する場合の開発費用
 - ・試作開発用目的の購入で使い切らなかった材料分
 - ・デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入
 - ・実際に販売する商品・製品を包装するためのパッケージに係る経費
- (2) 同一年度内において、本補助事業の利用は1回までです。また、事業実施にあたり、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象となりません。
- (3) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。（着手後の申請はできません。）
また、当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。
- (4) 補助対象経費に消費税は含みません。
- (5) 本補助金に係る事業は、交付決定後、必ず交付決定年度内に事業を終了し、実績報告書を提出してください。
- (6) 射水市中小企業支援事業補助金交付要綱を併せてご確認ください。

3. 申請方法

補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

【提出書類】

- ① 新商品開発計画書
- ② 交付申請額算出内訳書
- ③ 完納証明書又はこれに準ずる書類
- ④ 市内で事業を行っていることが証明できる書類（登記事項証明書、開業届出書の写し等）
- ⑤ その他、必要と認められるもの（許認可証の写し、対象経費の見積書等）

射水市ビジネス支援センター Switch IMIZU を利用するには、
事前予約が必要となります。詳しくはホームページをご確認ください。



<予約受付について>

5. 申請・問い合わせ先

〒939-0341 富山県射水市三ヶ 2602 番地（アル・プラザ小杉 2 階 Switch IMIZU 内）
射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL：0766-51-6675 FAX：0766-57-1105
メールアドレス：kigyou@city.imizu.lg.jp

ホームページURL：<http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=27113>

